

事業計画書、協定書の記載イメージ(個別協定)

(参考様式第4号)

令和〇年〇月〇日

〇〇市町村 長

協定申請者の氏名

〇〇 〇〇

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☒ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

取り組む事業(中山間地域等直接支払交付金)を選択して下さい。

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

該当する場合は、以降の添付書類の省略が可能です。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇〇年〇月〇日

協定申請者の氏名

〇〇 〇〇

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

「現況」、「目標」には、地域の現状を踏まえてなぜ、多面的機能発揮促進事業(多面支払、中山間支払、環境支払)に取り組もうとしているのか。それによって地域をどのような状態にしたいのかを端的に記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
○	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)	取り組む事業(中山間地域等直接支払交付金)を選択して下さい。
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	
	4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

個別協定「(別紙様式7)協定農用地の概要」に記載のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

個別協定「(別紙様式6)経営規模及び農業所得調書」の「第1経営規模」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

個別協定「(別紙様式6)第3 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「(別紙様式6)第4 加算措置適用のために取り組むべき事項」及び「(別紙様式7)協定農用地の概要」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

個別協定の認定日から5年目の3月31日までの期間。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

特になし。

個 別 協 定 経営規模及び農業所得調書

第 1 経営規模

経営規模は、中山間地域等直接支払制度の対象農用地についてのみ記載して下さい。

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田	●●a		●●a
畑	●●a	●●a	●●a
草 地	●●a	●●a	●●a
計	●●a	●●a	●●a
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

第 2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得①	農業従事者②	①／②
●●●円	●人	●●●円

注 1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額)／農業従事者数

当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(イ)により換算する。

注 2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【農業生産活動等として取り組むべき事項を実施する場合に使用】

第3 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。
該当	具体的に取る行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為				
①水 路	ア) 水路清掃	☒	イ) 草刈り	☒ ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修	☒	イ) 草刈り	☒ ウ) その他（ ）
③その他	〇〇を実施する			

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。
以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
☒	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
☐	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
☐	③景観作物を作付ける。
☐	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
☐	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
☐	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
☐	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
☐	⑧粗放的畜産を行う。
☐	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
☐	⑩その他（ ）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第4 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現 状	達 成 目 標
○	超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度 ～ 令和 年度	超急傾斜農地 ○○団地 対象農用地面積： ●●●m² (田●●●m², 畑●●●m²) 対象となる農用地は、勾配が田で1/10以上、畑で20度以上の農用地に限りです。 (1)超急傾斜農地の保全、(2)超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等、の各々について1つ以上、計2つ以上の目標を定めてください。 ※定量的な目標でなくても可	〔超急傾斜農地の保全〕 例1) 当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。 例2) 農作業の安全性を確保するため、石積み法面に除草等の作業足場の設置と、圃場進入路の緩傾斜への改良を実施する。 例3) 当該農地の土壌流入・流出を防ぐため、グリーンベルトや圃場内小水路の設置を行う。 〔農産物の販売促進等〕 例1) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をJAのイベントとJAのホームページを活用してPRする。 例2) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をPRするため、パッケージを作成し、農産物販売時に活用する。

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

- ・1つの加算措置について、別々の目標を立てて複数回受けることも可能です。(例. 1～2年目と4～5年目)
- ・目標を目標年度前に達成しても、目標の修正は求めません。目標年度まで取組を継続してください。

(別紙様式 7)

協定農用地の概要

【市町村名： ○○市】

交付対象者の氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10a当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契 約 年月日	交付金の使用方法
									農用地の現況	具体的活動内容					
○○○○	○○	123	田	急傾斜	●●㎡	21,000円	●●円	利用権設定(賃借権)	耕作地	耕作	○○○○	R7. 4. 1	R12. 3. 31	R7. 3. 1	●●円 (●●%)

【個別協定の場合】

- 注1) 一団の農用地全てを耕作する場合及び別紙様式6 の経営規模のAが都府県にあっては3 ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。
- 注2) 注1の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式6の第2の注書きにより算出する。
- 注3) 注1の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。
- 注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

個別協定の対象行為のうち「農作業受託」については、受託者と委託者が話し合いで交付金を分け合うことから、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受け取り割合を記入。(注4参照)

都府県で3ha以上、北海道で30ha以上の経営規模であっても、個別協定に自作地を含めない場合は、記載しなくてもよい。

【集落協定の場合】

- 注1) 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。
- 注2) 注1に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。
- 注3) 使用方法には、受託者(注1に該当する者)の受取額を記入。

協定農用地の概要

- 注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画の写しを添付のこと。
- 注2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。
- 注3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

令和 年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

(住所)

(氏名)

委託者（以下「乙」という。）

(住所)

(氏名)

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別 表)

[illegible]